

カードレス入会特約（2023年2月1日版）

第1条 目的

1. 本特約は、株式会社バローホールディングス（以下、「当社」といいます。）が発行する前払式支払手段であるLu Vit 電子マネーにおける本特約2条（1）号に定める、カードレス入会およびカードレス入会した場合のサービス等取扱いについて定めることを目的としています。
2. 本特約は、当社所定の「ルビットカード会員規約」（以下、「会員規約」といいます。）、「ルビットポイントサービス規約」、「個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意事項」および「バローグループ・ルビットアプリ利用規約」ならびに「Lu Vit コードサービス利用規約」（以下これらの規約をあわせて「ルビット会員規約等」といいます。）に優先するものとし、本特約に定めのない事項については、ルビット会員規約等の定めに従うものとします。

第2条 定義

本特約において使用する用語の定義は次の各号に定めるところによります。本特約に定めのない用語は、ルビット会員規約等と同様の意味を有するものとします。

- （1）カードレス入会とは、本特約およびルビット会員規約等を承諾のうえ、当社所定の方法により、バローグループ・ルビットアプリ（以下、「本アプリ」といいます。）からルビットLu Vit 電子マネーサービスの入会を申込まれた個人（以下、「カードレス入会申込者」といいます。）に対して、当社が会員番号、認証番号等を通知する等の方法によりLu Vit 電子マネーサービスの入会を承諾することをいいます。カードレス入会の場合、当社は、カードレス入会した会員（以下、「会員」といいます。）に対して会員規約第2条第7項に定めるプラスチック型のルビットカード（以下、「カード」といいます。）の発行を行いません。会員はあらかじめカード発行が前提となるサービスを受けられない場合（決済端末やチャージ端末の機器制約により支払やチャージができない場合があることを含むが、これらに限られない。）があることを異議なく承諾するものとします。
- （2）会員番号とは、カードレス入会時に、本アプリにて当社が通知した16桁の番号をいいます。
- （3）認証番号とは、カードレス入会時に、本アプリにて当社が通知した8桁の番号をいいます。
- （4）バローグループ・ルビットアプリとは、当社が運営する、Lu Vit 電子マネー会員向けスマートフォンアプリをいいます。

第3条 会員情報届出

1. カードレス入会申込者は、カードレス入会申込みにあたっては、あらかじめ、当社所定の方法により、本アプリから下記の全ての情報届出完了が必要となります。
 - (1) 会員規約に定める会員情報届出の完了
 - (2) カードレス入会にかかる連絡等のEメールが受信可能なEメールアドレスの登録完了
 - (3) 本アプリ利用のための会員メニューパスワードの登録完了
2. カードレス入会申込者は、既にカードレス入会申込みに登録済のEメールアドレスを使つての別途のカードレス入会申込みができないことをあらかじめ承諾のうえ、カードレス入会を申込みものとします。

第4条 カードの貸与

当社は、会員にカードの貸与を行いません。カード使用を希望するLu Vit電子マネーサービスの入会希望者は、カードレス入会ではなく、ルビットカード加盟店において、当社所定の方法によりLu Vit電子マネーサービスの入会を申込みものとします。

第5条 適用する規約

1. 会員にはLu Vitコードサービス利用規約が適用されます。ただし、Lu Vitコードサービス利用規約第10条第2項にかかわらず、会員の電子マネー残高上限額は10万円となります。
2. 前項ただし書きの場合に加え、会員にはカード発行が前提となるルビット会員規約等（下記各号を含みますが、これらに限られない。）は、当然に適用されません。
 - (1) 会員規約第4条（ルビットカードの貸与）、第6条（Lu Vit電子マネーサービスの利用）第3項・第5項・第7項、第7条（チャージ）第2項、第13条（ルビットカードの破損・汚損時の再発行等）、第14条（ルビットカードの紛失・盗難時の再発行等）、第15条（再発行手数料）
 - (2) ルビットポイントサービス規約第3条（ポイント加算の方法）、第7条（ルビットカード再発行時のポイントについて）